

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年三月三十一日法律第九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第五条（鉄道事業法第十九条の三の改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日